

3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備 と対処方針

令和4年3月30日
原子力規制庁

1. 経緯

令和3年度第58回原子力規制委員会（令和4年1月12日）で報告した、国立大学法人京都大学の臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請書の添付漏れ^{※1}を踏まえ、同様の事案がないか確認を行った。その結果、3条改正^{※2}の施行日（令和2年4月1日）以降に行った計188件の許認可^{※3}のうち、合計17件の不備が判明したので、対処方針と併せて報告する。

2. 判明した事案と対処方針

(1) 核燃料物質使用変更許可申請書における審査書の記載漏れ及び添付書類の添付漏れ：4件

① 判明した事案

3条改正の施行により、炉規法^{※4}第53条に定める許可の基準に、第4号として、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する基準適合性が追加となった。これに伴い、申請書本文に、炉規法第52条第2項第10号^{※5}（以下「本文10号」という。）の記載及び添付書類四

※1 国立大学法人京都大学の臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請書において、試験炉則（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則）で必要とする添付書類十一（変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書）の添付漏れがあったもの。

※2 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条による改正（令和2年4月1日施行）

※3 研究炉等審査部門が行った炉規法（第26条第1項、第52条第1項及び第55条第1項の許可、炉規法第27条第1項及び炉規法第51条の7第1項の設計及び工事の計画の認可、炉規法第22条第1項、第37条第1項、第43条の3の24第1項、第50条第1項、第51条の18第1項及び第57条第1項の保安規定（変更）認可、炉規法第22条の8第2項、第43条の3の2第2項、第43条の3の34第2項、第50条の5第2項及び第57条の5第2項の廃止措置計画（変更）認可、炉規法第55条の3第1項の合併認可）の許認可

※4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

※5 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

※6の添付が必要となった。また、経過措置として、施行日から三月以内に、本文10号に相当する保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出（以下「品管届出」という。）を求めた。

経過措置期間中に申請のあった使用許可変更申請については、その後の品管届出があったものはその内容をもって炉規法第53条第4号の適合性を審査することとしていたが、審査書に炉規法第53条第4号の基準適合性に係る記載が漏れているものがあったことが判明した（別表 表1-1.1 1件）。

また、経過措置期間後に申請のあった使用許可変更申請の審査は、本文10号及び添付書類四の内容をもって炉規法第53条第4号の適合性を審査することとしていたが、申請書への添付書類四の添付のないものがあったことが判明した（別表 表1-1.4、表1-1.6～7 3件）。

② 対処方針

審査書に不備があった事案（1件）では、経過措置期間中に届出を受理し、その際に炉規法第53条第4号への適合性を確認している。また、添付書類四の添付が漏れた事案（3件）は、申請書及び面談※7により、品質管理体制を変更する申請ではないことを確認している。

これらのことから、品質管理体制が炉規法第53条第4号に規定する基準に適合している状態に疑義はなく、現時点で当該事業者の核燃料物質の使用について添付書類四に相当する書面の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

また、炉規法第53条第4号の適合性の記載が漏れた審査書については、基準適合性の記載について適正化を図った上で審査書の修正決裁を行う。

(2) 試験研究用等原子炉施設設工認申請書における添付書類の添付漏れ：1件

① 判明した事案

3条改正の施行により、炉規法第24条第1項に定める許可の基準に第4号として保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する基準適合性が追加となり、炉規法第27条第3項に定める設工認の認可の基準において、品質管理体制については同項第1号（許可との整合性に

※6 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※7 核燃料物質使用施設の変更許可における審査は、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成25年12月25日）に基づき、審査会合によらない方法で審査を行っている。

係る基準)で読むこととした。これに伴い、許可申請書本文に炉規法第23条第2項第9号^{※8}(以下「許可申請本文9号」という。)が必要になり、設工認申請書において試験炉則第3条第1項第5号の記載^{※9}(以下「設工認申請本文5号」という。)及び同条第2項の説明書(以下「許可整合性に係る説明書」という。)の添付が必要となった。

試験研究用等原子炉施設の設工認申請書においては、許可整合性に係る説明書の添付漏れが判明した。(別表 表2-1.2 1件)

② 対処方針

許可整合性に係る説明書の添付漏れがあった事案(1件)の審査は、説明書の添付はないものの、許可との整合性を確認するために必要な内容は、設工認申請書本文に記載があることから、その内容をもって確認が可能であった。

このことから、許可整合性に係る説明書によらず審査を行ったものであり、炉規法第27条第3項第1号に規定する基準に適合している状態に疑義はなく、許可との整合性に係る説明書の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

(3) 試験研究用等原子炉施設設工認における旧基準に基づく審査：1件

① 判明した事案

3条改正の施行により、(2)①と同様に許可との整合性に係る認可基準を規定したことに加え、炉規法第28条の2に定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)の改正を行った。これに伴い、申請書において設工認申請本文5号及び許可整合性に係る説明書の添付が必要となるとともに、改正後の技術基準^{※10}への適合が必要となった。

試験研究用等原子炉施設の設工認審査は、改正後の認可基準^{※11}及び改正後の技術基準に基づき行うべきところ、3条改正に関する附則第6条(施行時に旧法に基づき行われている申請は新法に基づく申請とみなす。)の規定の解釈を審査チームが誤り、JAEA 原子力科学研究所(STACY)

※8 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

※9 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

※10 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和2年4月1日施行)

※11 (a) 設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであること、(b) 技術基準に適合するものであること

について、この附則の規定を理由に改正前の認可基準^{※12}及び改正前の技術基準^{※13}に基づき審査を行った。(別表 表 2-1.1 1件)

② 対処方針

当該施設が改正後の認可基準（許可との整合性及び技術基準適合性）に適合していることは、それぞれ以下の理由から明らかであり、許可との整合性に係る説明書の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

また、審査書については、基準適合性の記載について、適正化を図った上で修正決裁を行う。

- ・ 許可との整合性については、設工認段階における品質管理体制が、認可時点（令和2年7月段階）において、許可申請本文9号と整合していることは、同じ事業所（JAEA 原子力科学研究所）の品質マネジメント計画書に基づき工事を行う他の設工認（JRR-3）の審査において、設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることに適合していることを確認していること。
- ・ 技術基準適合性については、本申請の申請内容を踏まえると審査対象となるのは改正後の技術基準第12条（材料及び構造）のうち第1項第1号（強度及び耐食性の確保）のみとなるが、改正前の技術基準に基づき行った審査（第7条（材料、構造等）第1項（強度の確保））では、切断分離する配管と同じ材質（SUS304L）のJIS規格（JISB2316）に適合するキャップを用いることで耐食性を含め強度を確保できることを確認しており、改正後の技術基準に係る審査と同水準の審査が行われていること。

(4) 試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設における保安規定変更並びに試験研究用等原子炉施設における廃止措置計画変更の旧基準に基づく審査：8件

① 判明した事案

3条改正の施行により、炉規法第37条第1項、炉規法第43条の3の24及び炉規法第57条第1項に基づく保安規定及び炉規法第43条の3の

※12 (a) 設計及び工事の方法が許可を受けたところによるものであること、(b) 技術基準に適合するものであること、(c) 品質管理の方法等が品質管理規則に適合するものであること

※13 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則

2 第 2 項に基づく廃止措置計画の審査に適用する基準（認可基準及び審査基準）を改正した。このため、改正法施行時において審査中の申請については、改正後の基準を用いて処分を行うべきところ、3 条改正に関する整備規則^{※14}附則第 8 条第 2 項及び第 11 条第 2 項（施行後に変更認可申請を行った者が講ずる措置については、当該申請に係る処分までの間は、なお従前の例による。）の規定の解釈を審査チームが誤り、これら附則の規定を理由に改正前の基準に基づき認可を行った。（別表 保安規定変更認可：表 4-1.1～4、表 4-2.1、表 4-3.1～2 7 件、廃止措置計画認可：表 3-1.1 1 件）

② 対処方針

3 条改正に関する整備規則附則第 8 条第 1 項及び第 11 条第 1 項は、改正後の基準に適合するための保安規定の変更及び廃止措置計画の変更については、施行後 6 月以内に申請すればよいとの経過措置を定めていた。

上記の審査不備があった 8 施設については、いずれも経過措置期間中に保安規定変更認可申請又は廃止措置計画変更認可申請があり、改めて改正後の基準で審査の上、認可している。

これらのことから、これら施設の保安規定又は廃止措置計画が改正後の基準に適合していることに疑義はなく、改めて新基準で審査するなどの特段の措置は要しないと判断する。

(5) 核燃料物質使用許可申請書の一部補正書の記載不備：3 件

① 判明した事案

当初申請の一部を補正する際、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、本文 10 号及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった。（別表 1-1.2～3、別表 1-1.5 3 件）

② 対処方針

当初申請及び一部補正を合わせ読むと本文 10 号及び添付書類四が確認できることから、変更後の品質管理体制が炉規法第 53 条第 4 号に規定する基準に適合していることに疑義はなく、本文 10 号及び添付書類四に相当する書面の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

※14 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

3. 再発防止策

本件は、いずれの事案も結果的に基準不適合を看過するようなことには至らなかったとはいえ、炉規法及び関係規則の規定に照らして瑕疵があり、深刻に受け止めるべきものである。

本件の原因として、3条改正について改正趣旨や、新たに炉規法及び関係規則で要求されている事項や経過措置期間の手続きについて、審査官の理解に差があったこと、及びチェック体制の欠落が挙げられる。また、これらの欠落に起因して、申請者に対しこれらの遵守すべき事項を適切に周知できなかったものとする。

本件について、次のとおり不適合管理として改善を行う。

- ・ 法令改正にあっては、立案段階で審査実務への影響を確認する。
- ・ 法施行にあっては、審査実務において漏れや誤りが生じないように、必要な手続き及び手順を文書化の上、既存のマニュアルへ反映し、審査官の共通認識の徹底を図る。
- ・ 申請事項及び添付書類に不備がないことを確実に確認するため、チェックリストを整備し適切に運用できるような仕組みを構築する。
- ・ これらの改善活動については、審査業務の流れ^{※15}に反映し、適切に審査業務を遂行していく。

また、今回の事例を踏まえ、品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類を明確にするため、規則改正を含め検討を進める。

さらに、本件と同様の事案が起こらないよう、原子力規制庁が事業者に対し説明会を開催し、変更申請の記載要領等について周知し再発防止に努めるとともに、今後も説明会等を活用し、本件に限らず規制上周知が必要な事項が生じた際には、適時に周知できるよう必要な対応を行う。

※15 「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」（平成29年6月制定）、「研究開発段階発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」（令和2年7月制定）及び「核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて」（平成30年3月制定）

3 条改正施行後に処分した許認可における書類及び手続きに不備があった事案

1. 許可

【表の説明】

※1：炉規法第 52 条第 2 項第 10 号に基づく、申請書本文への「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」の記載の有無

※2：使用規則第 2 条第 2 項第 4 号に基づく、申請書添付書類への「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」の添付の有無

※3：炉規法第 53 条第 4 号に基づく、審査書への許可基準規則及び品質管理基準規則への適合性の確認結果の記載の有無

※4：施行日以後の最新の許可基準規則及び品質管理基準規則の適用の有無

表 1-1 使用施設 変更許可

	申請のあった 事業者名称	申請日	許可日	品管 届出日	申請書		審査書		備考
					本文 (※1)	添付 書類 (※2)	許可の 基準 (※3)	規則 (※4)	
1	三井化学株式会社大阪工場 (管理区域の一部解除)	R2. 4. 6 申請	R2. 7. 14	R2. 6. 8	×	×	×	×	【審査書への基準適合性の記載漏れ】経過措置期間中に申請。届出後の許可であるが、審査書に届出をふまえた品管に係る基準適合性の記載はなし。
2	国立研究開発法人理化学研究所 和光地区 (使用設備(グローブボックス等)の追加)	R2. 6. 17 申請 R2. 9. 25 補正	R2. 10. 27	R2. 5. 27	○	△	○	○	【一部補正時の添付書類四の取扱不備】一部補正で当初申請に添付されていた説明書がなくなった。 当初申請と一部補正を合わせると添付書類は存在。

	申請のあった 事業者名称	申請日	許可日	品管 届出日	申請書		審査書		備考
					本文 (※1)	添付 書類 (※2)	許可の 基準 (※3)	規則 (※4)	
3	国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構 千葉地 区 (被ばく医療共同研究施設 での研究終了に伴う変更)	R2. 6. 22 申請 R2. 10. 6 補正	R2. 10. 27	R2. 6. 12	○	△	○	○	【一部補正時の添付書類四の 取扱不備】一部補正で当初申請 に添付されていた説明書がな くなった。 当初申請と一部補正を合わせ ると添付書類は存在。
4	東芝エネルギーシステムズ 株式会社原子力技術研究所 (一部の実験の終了に伴う 使用設備の解体撤去)	R2. 7. 16 申請	R2. 11. 30	R2. 6. 25 R2. 8. 24 補正	○	×	○	○	【添付書類四の添付漏れ】届出 受理後の申請。添付書類が存在 しない。
5	国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構 千葉地 区 (高度被ばく医療線量評価 棟の新設)	R2. 11. 20 申請 R3. 3. 15 補正	R3. 3. 24	R2. 6. 12	△	△	○	○	【一部補正時の添付書類四の 取扱不備】一部補正で品管本文 の記載が、添付書類の記載に差 し替わった。 当初申請と一部補正を合わせ ると本文及び添付書類は存在。
6	三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所 (固体廃棄施設の新設)	R2. 12. 14 申請 R3. 3. 12 補正	R3. 5. 26	R2. 6. 19	○	×	○	○	【添付書類四の添付漏れ】届出 受理後の申請。添付書類が存在 しない。

	申請のあった 事業者名称	申請日	許可日	品管 届出日	申請書		審査書		備考
					本文 (※1)	添付 書類 (※2)	許可の 基準 (※3)	規則 (※4)	
7	公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター (密度計の追加)	R3. 1. 29 申請 R3. 6. 17 補正	R3. 6. 24	R2. 6. 24	○	×	○	○	【添付書類四の添付漏れ】届出受理後の申請。添付書類が存在しない。

2. 設計及び工事の計画の認可

【表の説明】

- ※1：試験炉則第3条第1項第4号及び試験炉則第3条第1項第5号に基づく、申請書本文への「工事工程表」、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」の記載の有無
- ※2：試験炉則第3条第2項及び試験炉則第3条第3項に基づく、申請書添付書類への「許可を受けたところによるものであることを説明した書類」、「分割して申請する理由を記載した書類」の添付の有無
- ※3：炉規法第27条第3項第1号に基づく、審査書への許可を受けたところによるものであること（品質マネジメントシステムに係る整合性）の確認結果の記載の有無
- ※4：施行日以後の最新の試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（材料及び構造等）の適用の有無

表 2-1 試験研究用等原子炉施設 設計及び工事の計画の認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書		審査書		備考
				本文 (※1)	添付 書類 (※2)	認可の 基準 (※3)	技術 基準 (※4)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 (STACY (定常臨界実験装置) 施設) (TRACY 施設との系統隔離措置)	R1. 6. 21 申請 R1. 8. 30 補正	R2. 7. 31	×	×	×	×	3 条改正に関する附則第 6 条 (施行時に旧法に基づき行われている許可申請及び設工認申請は、新法に基づく申請とみなす。) を誤って解釈し、審査書では、旧技術基準及び旧品管基準により認可。
2	京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設 (KUR 及び KUCA) (液体廃棄物分析用放射能測定装置の設置)	R3. 2. 8 申請 R3. 3. 16 補正	R3. 3. 30	○	×	○	○	許可整合に係る添付書類が存在しない。

3. 廃止措置計画（変更）認可

【表の説明】

※1：試験炉規則第16条の6に基づく、申請書本文への規則要求事項（品質マネジメントシステム、性能維持施設等）の記載の有無

※2：試験炉規則第16条の6に基づく、申請書添付書類への規則要求事項（品質マネジメントシステム、性能維持施設等に関する説明書）の添付の有無

※3：試験炉規則第16条の9に基づく、審査書への災害の防止上支障の無いこと等の確認結果の記載の有無

※4：施行日以後の最新の廃止措置計画審査基準の適用の有無

表 3-1 試験研究用等原子炉施設 廃止措置計画（変更）認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書		審査書		備考
				本文 (※1)	添付 書類 (※2)	認可の 基準 (※3)	審査 基準 (※4)	
1	株式会社日立製作所王禅 寺センタ日立教育訓練用 原子炉 (放射性固体廃棄物保管 庫の新設)	R1. 8. 2 申請 R2. 2. 28、 R2. 6. 4、 R2. 8. 3 補正	R2. 9. 24	×	×	○	×	3条改正に関する整備規則附則 第11条（施行の際変更認可申 請を行った者が講ずる廃止措 置は当該申請に係る処分まで の間はなお従前の例による。） を誤って解釈し、旧審査基準に より認可。 経過措置期間中の処分であり、 3条改正に伴う変更は、別途申 請を受け処分している (R2. 9. 28申請、R3. 6. 30処分)。

4. 保安規定変更認可

【表の説明】

※1：試験炉規則第15条、研開炉規則第87条、及び使用規則第2条の12に基づく、申請書への規則要求事項（品質マネジメントシステム、保安規定遵守の体制等）の記載の有無

※2：炉規法第37条第2項第1号、炉規法第43条の3の24第2項第1号及び炉規法第57条第2項第1号に基づく、審査書への許可を受けたところによるものであることの確認結果の記載の有無

※3：施行日以後の最新の保安規定の審査基準の適用の有無

表 4-1 試験研究用等原子炉施設 保安規定変更認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (廃棄物パッケージの健全性確認)	H30.6.1 申請 R1.12.26、 R2.3.17 補正	R2.5.15	×	×	×	3条改正に関する整備規則附則第8条(施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。)を誤って解釈し、旧認可基準及び旧審査基準により認可。経過措置期間中の処分であり、3条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している(R2.5.11申請、R2.12.9処分)。

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
2	学校法人立教学院立教大 学原子力研究所原子炉施 設 (既設機器の保守に係る 手続きの見直し)	R2. 1. 21 申請 R2. 3. 25、 R2. 6. 5 補正	R2. 6. 26	×	×	×	3 条改正に関する整備規則附則 第 8 条(施行後に変更認可申請を 行った者が講ずる保安のために 必要な措置は当該申請に係る処 分までの間はなお従前の例によ る。)を誤って解釈し、旧認可基 準及び旧審査基準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請 を受け処分している(R2. 9. 29 申 請、R3. 3. 30 処分)。
3	国立研究開発法人日本原 子力研究開発機構原子力 科学研究所原子炉施設 (周辺監視区域の変更)	R2. 3. 2 申請	R2. 9. 24	×	○	×	3 条改正に関する整備規則附則 第 8 条(施行後に変更認可申請を 行った者が講ずる保安のために 必要な措置は当該申請に係る処 分までの間はなお従前の例によ る。)を誤って解釈し、旧審査基 準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請 を受け処分している(R2. 5. 11 申 請、R2. 12. 9 処分)。

	申請のあった事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の基準 (※2)	審査基準 (※3)	
4	株式会社日立製作所王禅寺センター日立教育訓練用原子炉 (放射性固体廃棄物保管庫の新設)	R1. 10. 31 申請 R2. 2. 28、 R2. 6. 4 補正	R2. 9. 24	×	○	×	3 条改正に関する整備規則附則第 8 条(施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。)を誤って解釈し、旧審査基準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している (R2. 9. 28 申請、R3. 3. 30 処分)。

表 4 - 2 研究開発段階発電用原子炉 保安規定変更認可

	申請のあった事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の基準 (※2)	審査基準 (※3)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ (模擬燃料体の部分装荷)	R1. 7. 22 申請 R1. 11. 13 補正	R2. 5. 29	×	×	○	許可との整合性について審査書に記載なし。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している (R2. 5. 11 申請、R2. 11. 20 処分)。

表 4 - 3 使用施設 保安規定変更認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (廃棄物パッケージの健全性確認)	R1. 12. 26 申請 R2. 3. 17 補正	R2. 5. 15	×	×	×	3 条改正に関する整備規則附則第 8 条（施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。）を誤って解釈し、旧認可基準及び旧審査基準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している（R2. 5. 27 申請、R2. 12. 21 処分）。

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
2	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (周辺監視区域の変更)	R2. 3. 2 申請	R2. 9. 24	×	○	×	3条改正に関する整備規則附則第8条(施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。)を誤って解釈し、旧審査基準により認可。経過措置期間中の処分であり、3条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している(R2. 5. 27 申請、R2. 12. 21 処分)。